

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	セレンディップ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	SERENDIP HOLDINGS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 竹内 在
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号
【電話番号】	052-222-5306(代)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 北村 隆史
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号
【電話番号】	052-222-5306(代)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 北村 隆史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

連結子会社であるセレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社のM & A仲介をはじめとする投資関連機能を当社へ移管し、当該事業に関連する定款の目的事項を追加するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、竹内在、高村徳康及び北村隆史を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、西山一彦、村松高男、山口 豪及び橋詰水音を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内として設定するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額10,000千円以内として設定するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内とし、かつ、各事業年度において発行する新株予約権の上限は、6,000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,000千円以内とし、かつ、各事業年度において発行する新株予約権の上限は、600個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする）とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	103,331	58	1	(注)2	可決 83.47
第2号議案					
竹内 在	99,648	3,741	1	(注)1	可決 80.50
高村徳康	103,309	80	1		可決 83.45
北村隆史	103,309	80	1		可決 83.45
第3号議案					
西山一彦	103,310	79	1	(注)1	可決 83.45
村松高男	103,296	93	1		可決 83.44
山口 豪	103,299	90	1		可決 83.44
橋詰水音	103,304	85	1		可決 83.45
第4号議案	103,039	350	1	(注)1	可決 83.23
第5号議案	99,384	4,005	1	(注)1	可決 80.28
第6号議案	103,037	352	1	(注)1	可決 83.23
第7号議案	99,379	4,009	2	(注)1	可決 80.28

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上